壱岐市下期旅行商品広告宣伝支援事業　要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、壱岐市の観光閑散期に誘客を促進するため、旅行会社に対し、予算の範囲内において、壱岐市下期旅行商品広告宣伝支援事業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（支援の対象）

第2条　支援の対象は、壱岐へ送客する国内発着の旅行商品（以下、「旅行商品」という。）にかかる広告宣伝事業とし、次の各号すべてを満たすものとする。なお、旅行商品の旅行実施日は、令和7年11月1日以降に開始し、令和8年2月28日までに終了するものとする。

（１）　募集型企画旅行および受注型企画旅行であること。

（２）　広告物・行程表等に、別表１に定める「実りの島、壱岐」ロゴマークを掲出すること。

（３）　壱岐市内の宿泊施設に１泊以上し、壱岐市観光連盟が定める観光素材（別表２）を１つ以上行程に含むものであること。

（４）　壱岐市が行う他の誘致事業と併用しないこと。

（支援対象者）

第3条　支援金の交付の対象となる事業者は、旅行業法施行規則（昭和４６年運輸省令第６１号）第１条の２の規定に基づく第１種旅行業務、第２種旅行業務及び第３種旅行業務の登録を受けている壱岐市外の旅行会社とする。

（支援金の額）

第4条　支援金額は１人泊以上送客あたり、２，０００円（消費税込）とする。なお、添乗員及びツアーガイドは含まない。

（申請）

第5条　支援金の交付を受けようとする者は、旅行出発日の５日前までに、次に掲げる書類を一般社団法人壱岐市観光連盟会長（以下「会長」という。）に提出する。

（１）　交付申請書（様式第１号）

（２）　実施計画書（別記１）

（３）　企画する旅行商品の内容がわかる書類（パンフレット・行程表等）

（支援の決定）

第6条　会長は、前条の規定による申請を受けた場合は、申請内容を審査し、支援金を交付すべきと認めたときは、交付決定通知書（様式第２号）により、事業者に通知するものとする。

（申請の変更）

第7条　前条の規定による通知を受けた者（以下「事業者」という。）が、次の各号に掲げる変更をしようとする場合は、変更交付申請書（様式第３号）及び変更実施計画書（別記 2）に関係書類を添付し、会長に提出するものとする。

（１）　支援額の増額

（２）　事業の中止

２　会長は、変更交付申請書等について、内容が適当であると認めたときは、変更決定通知書（様式第４号）により、変更決定額を事業者に通知する。なお、交付決定額に変更が生じない場合は通知しない。

（実績報告）

第8条　事業者は、交付決定を受けた事業の完了後又は毎月事業実施後、翌月１０日までに次の書類を会長に提出しなければならない。

（１）　実績報告書（様式第５号）

（２）　宿泊実績書（別記３）（団体の場合）

（３）　個人型宿泊実績書（別記４）（個人型の場合）

（４）　企画する旅行商品の内容がわかる書類（パンフレット・行程表等）

（５）　その他、会長が必要と認めるもの

（支援金額の確定）

第9条　会長は、前条の規定により実績内容の審査及び宿泊施設への宿泊実績の確認等を行い、適正と認めたときは、交付すべき支援金額を確定し、当該事業者へ確定通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（支援金の請求）

第10条　前条の規定による通知を受けた事業者は、請求書（様式第７号）を会長に提出し、会長は請求書を受領した日の翌日から起算して 30 日以内に事業者へ支援金を支払うものとする。

（近況報告及び調査）
第11条　会長は、必要に応じて事業者から交付決定を受けた事業について報告を求め、又は調査することができる。

（交付決定の取消）
第12条　会長は、事業者がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、支援金額の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
２　前項の規定は、支援金を交付した後においても適用する。

（支援金の返還）
第13条　会長は、支援金の交付の決定を取り消した場合において、事業者の当該取消にかかる部分に関し、その返還を命じるものとする。
２　前項の命令を受けた事業者は、会長が指定する期日までに、遅滞なく支援金を返還しなければならない。

（帳簿等の保管）
第14条　事業者は、当該支援金にかかる証拠書類を事業完了後５年間保管しなければならない。

（雑則）
第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附　則
この要綱は、令和７年１１月１日から施行する。

別表１（第３条関係）

「実りの島、壱岐」ロゴマーク

実りの島 壱岐	実りの島 壱岐	実りの島、壱岐	実りの島、壱岐
実りの島、壱岐			

別表２（第３条関係）

壱岐市観光連盟指定観光素材リスト

１つ以上行程に組み込むこと

観光素材	備考
原の辻遺跡王都復元公園	ガイド案内を受けること
壱岐古墳	双六・掛木・鬼の窟・笹塚のうち２か所以上
小島神社	干潮時に限る
勝本城跡	ガイド案内を受けること
壱岐神楽観賞	
焼酎工場見学	